不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容		製造所等の緊急使用停止命令又は使用制限			
根拠法令等及び条項		消防法第12条の3第1項			
	根拠条項	消防法第12条の3第1項			
	参考事項				
	設定等年月日	平成	年	月	日設定
		平成	年	月	日最終変更

【基準】

消防法

第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。

処 分 基 準